

	対象工事	カタログ・図面等
新しい生活様式への対応工事	固定式宅配ボックスの設置	工事内容によって提出していただく場合があります。
	インターホンの設置及び改修	
	開閉や施錠などをタッチレスで行える玄関ドアの設置及び改修(注)	
	通風式玄関ドアの設置及び改修(注)	
	住宅内手洗い器の増設	
	タッチレス水洗器具の設置	
	トイレの設置	
	洋式便座を自動開閉式便座へ改修及び設置	
	居室に開口部・網戸の設置	
	空調換気設備の設置(主たる機能が空調換気機能のみが対象)	
	在宅勤務スペースへの改修	
	その他「新しい生活様式への対応」と認められる工事	

※ 改修とは既存のものを取替える工事。設置とは新規に取付ける工事。

注) 玄関ドア交換に伴うドアロック防犯工事(A防犯・防災対策)で申請する場合は認められません。

B工事(新しい生活様式への対応工事)を申請される皆様へ

B工事は、A工事と異なり「標準工事費」の設定がないことから、当該工事に直接関係のない“経費”を計上することができません。このため、各工事対象において、実際にかかった費用のみが“対象工事費”となります。

A工事と併用される場合は、①対象工事(B工事)と②対象外工事(B工事に含まれないもの)に分けて、見積書及び請求書に加え内訳書を作成のうえ、ご提出ください。

ご不明な点は、住宅相談窓口までお問い合わせください。

例) 自動開閉式便座に改修(取り換え)する場合

① 対象工事費(B工事) ⇒ 計上可

旧暖房便座の取り外し費用・廃棄費用

新自動開閉式便座の費用・取付費用

運搬費用、諸経費

② 対象外工事費(B工事以外) → 計上不可

トイレブース内の床・壁・天井の改修工事費用など

※ ①対象工事費と②対象外工事費に分けて、それぞれの税抜き価格が分かるように内訳書を作成ください。